



社会保険労務士事務所  
**あおぞらコンサルティング**  
**あおぞらLetter**

〒101-0035  
 東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F  
 電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276  
 担当:花村

# 雇用保険の加入手続きを忘れずに!!!

雇用保険の加入対象者が、6ヶ月以上の雇用見込みから31日以上雇用見込みに拡大されてから、1年が経ちました。今回は、あらためて雇用保険の加入対象者についてご案内いたします。



## 卒業以前に加入手続き？

法文みると学生除外  
 教育訓練で賃金支払う

問

本年4月採用予定者に対して、学生は雇用保険の被保険者として、3月末に教育訓練から除外すると、法文上に明記されれば実施します。週5日勤務で、賃金も試用期間中と同額を払い、雇用保険加入の手続きを済ませるべきで、雇用保険法の改正（平成22年4月施行）でしょうか。

採用予定者は被保険者

答

雇用保険の適用事業に雇用された31日以上雇用が見込まれる労働者は、原則として雇用保険の被保険者として明記したことになります。しかし、雇保り、パート（短時間・有法第9条に列挙されていない明瞭労働者）の扱いが労働者は、適用が除外されます。

平成22年4月施行の改正法では、適用除外の対象者を大幅に引き直しました。最も重要なのは、1週の所定労働時間20時

「厚生労働省令で定める者」は、次のいずれにも該当しないものを含みます（雇保法施行規則第3条の2）。

- ①卒業予定者で、卒業後も引き続き雇用されることとなっているもの
- ②休学中の者
- ③定時制課程の在学者
- ④その他職業安定局長が定めるもの

基本的な考え方としては、学校・専修学校・各



「雇保」が適用除外の対象とされている。この点については、行政手引などで示されている。また、平成22年4月の改正法施行後、行政手引が改定された。この点については、行政手引などで示されている。また、平成22年4月の改正法施行後、行政手引が改定された。この点については、行政手引などで示されている。

(1) 雇用保険の加入要件  
 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上  
 かつ  
 31 日以上雇用の継続が見込まれる  
上記 2 要件を満たす場合は要加入

(2) 雇用保険の対象とならない人  
**<原則>**  
 (1) の加入要件を満たさない労働契約の人  
 65 歳に達した日以後に新たに雇用された人  
 季節的に雇用される人  
学生  
 船員保険の被保険者  
 公務員

**<例外>**  
 次のような場合で(1)の加入要件に該当するときは、学生であっても雇用保険の対象となります。

- 定時制の学校に通っている場合
- 休学中の場合
- 卒業後も引き続き同じ会社で雇用されることが決まっている卒業予定の学生 等

(労働新聞より)

雇用保険の加入もれは、本人とのトラブルを招くばかりでなく、会社にとっても助成金を活用する際などに問題となることがあります。(雇用調整助成金を初め、助成金の多くは対象となる労働者が雇用保険に加入していることが支給要件になっています。) パート・アルバイト等は契約期間や労働時間によって加入要否が変わりますので十分注意しましょう。



その他の詳細やご不明な点は弊所までお問い合わせください。